

第 6 次

千葉県 L P ガス料金負担軽減支援事業助成金

【手引き】

制定 令和 8 年 7 月 3 1 日

【お問い合わせ窓口】
公益社団法人 千葉県 L P ガス協会 千葉県支援事業部
TEL : 0 4 3 - 3 0 6 - 4 2 0 6
Mail : chibalpg@chiba-shien.com

目 次

1 はじめに	
（１） 手引きについて-----	1
（２） 助成事業の実施にあたっての注意点-----	1
（３） 助成金の返還-----	1
2 実施目的・実施概要	
（１） 実施目的-----	2
（２） 実施概要-----	2
3 一般消費者等への支援概要	
（１） 対象者-----	2
（２） 値引き額-----	2
（３） 値引き対象月-----	3
（４） 値引き額の算定方法-----	3
（５） 値引き額等の明示-----	3
（６） 注意事項-----	4
4 販売事業者等への助成概要	
（１） 対象者-----	4
（２） 助成額-----	4
5 申請から助成金交付までの流れ	
（１） 事務の流れ-----	5
（２） ①交付申請-----	5
（３） ②交付決定-----	6
（４） ③料金値引き-----	6
（５） ④実績報告、⑤精算払い-----	7
6 千葉県ＬＰガス料金負担軽減支援事業の中止等-----	9
7 第５次助成事業からの主な変更点-----	9
8 個人情報の取扱い-----	9
9 その他	
（１） お問い合わせ窓口-----	10
（２） 書類の提出先-----	10
（３） 営業時間-----	10
（４） 注意事項-----	10

1 はじめに

(1) 手引きについて

ア この手引きは、第6次千葉県L Pガス料金負担軽減支援事業助成金交付要領（以下、「要領」という。）を補完するものです。

イ この手引きは、第6次千葉県L Pガス料金負担軽減支援事業（以下、「本事業」という。）の開始後も適宜改訂することがありますので、協会ホームページにて最新版をご確認ください。

(2) 助成事業の実施にあたっての注意点

ア 本事業の趣旨をご理解いただき、実施ください。

本事業は、L Pガス料金の上昇により影響を受ける一般消費者等の負担の緩和を図るためのものです。支援対象期間に合わせて恣意的な値上げを行うなど、助成事業の趣旨を逸脱した行為は認められませんのでご注意ください。

イ 本事業を実施する際は、要領を併せてご確認ください。

ウ 本事業の関係書類は事業終了後5年間（令和13年度末まで）保存しなければなりません。また、協会から閲覧の求めがあった際は、いつでも閲覧に供せるように保存しておかなければなりません。

エ 要領・手引きに記載のない細部については、協会からの指示に従ってください。

オ 本事業における実施状況を確認するため、協会が電話連絡や訪問をすることがあります。また、第6次千葉県L Pガス料金負担軽減支援事業助成金（以下、「助成金」という。）を不正に受給した疑いがある場合は、必要に応じて現地調査等を実施します。

(3) 助成金の返還

ア 本事業は、国の重点支援地方交付金を財源としているため、事業の適正な執行が求められることとなります。したがって、不正行為（※）に対しては、加算金を課した上での助成金の返還等を含め、厳正に対処することとします。

（※）不正行為

- ・ 本補助事業の申請内容に虚偽がある場合
- ・ 交付要領（誓約事項・同意事項）に違反がある場合
- ・ 不正受給が確認された場合 等

イ 本事業は、会計検査院等による検査の対象になります。

検査については、助成金を受けた者の義務として応じなければなりません。また、検査の結果、助成金の返還命令等の指示がなされた場合は、従わなければなりません。

2 実施目的・実施概要

(1) 実施目的

国の電気・ガス料金負担軽減支援事業が延長されたことを踏まえ、当該事業の対象外とされているＬＰガス料金の負担軽減を引き続き 図るため、実施します。

(2) 実施概要

ＬＰガス利用世帯等（千葉県内に住所を有する者）に対してＬＰガス料金の値引きを行ったＬＰガス販売事業者等へ支援金（値引き原資）と協力金を助成します。

なお、ＬＰガス販売事業者等とは、一般消費者等にＬＰガスを販売する次の個人又は法人となります。

- ・ 液化石油ガス法第３条第１項の登録を受けた者
- ・ ガス事業法第３条の登録を受けた者

3 一般消費者等への支援概要

(1) 対象者 ※ご不明な点がある場合は、協会にご連絡ください。

ア 液化石油ガス法第２条第２項で規定される一般消費者等であり、千葉県内でＬＰガスを消費する者としてします。

イ 市町村役場、県庁舎等、国又は地方公共団体が管理等する施設は対象外とします。但し、次の場合は支援対象となります。.....

- ・ 指定管理者により運営されている施設
- ・ 独立行政法人や国立大学法人が管理している施設
- ・ 公民館などで住民がＬＰガス使用契約を締結し、住民が使用料を支払っている場合
- ・ 県営住宅、公務員住宅、駐在所など「生活の用に供する」の場合で、入居者がＬＰガス使用契約を締結し、料金を支払っている場合
- ・ 施設利用者が利用料金を払って利用する施設（運動施設、美術館等）
- ・ 直接住民の用に供する施設（幼稚園・保育園、小中学校、高等学校、病院、図書館等）

ウ 質量販売は対象外とします。

(2) 値引き額

ア 一般消費者等1契約につき、最大1,500円(税抜)とします。

※LPガス料金以外は、値引きの対象外です。

(例) 値引き対象外：設備料金、延滞料金、灯油など。

※請求料金が500円(税抜)／月の場合、値引き額は500円(税抜)／月となります。

イ 月の途中で開栓・閉栓となった一般消費者等についても値引きの対象とします。

(3) 値引き対象月

令和8年9月又は10月検針分(いずれか1月分)のLPガス使用料金を対象とします。

ただし、システム改修等の理由により、上記検針月からの値引きが困難な場合は、事前にご相談ください。

(4) 値引き額の算定方法

「元値から値引きする場合」と「税込額から値引きする場合」があり、原則として次のとおり算定することとします。

ア 元値から値引きする場合(税込前に値引く方法)

基本料金	1,900円
従量料金	3,200円
設備料金	0円
千葉LP支援	-1,500円
ガス消費税	360円
当月ガス料金	3,960円
前月繰越額	0円
今回ご請求合計額	3,960円
(内、消費税 360円)	

【値引き額】

・LPガス料金以外は、値引きの対象外です。

例) 値引き対象外：設備料金、延滞料金、灯油など。

イ 税込額から値引きする場合(税込後に値引く方法)

基本料金	1,900円
従量料金	3,200円
設備料金	0円
ガス消費税	510円
当月ガス料金	5,610円
前月繰越額	0円
千葉LP支援(税込)	-1,650円
今回ご請求合計額	3,960円
(内、消費税 360円)	

【-1,650円の内訳】

・千葉LP支援 -1,500円

・消費税相当額控除 -150円

【値引き額】

・LPガス料金以外は、値引きの対象外です。

例) 値引き対象外：設備料金、延滞料金、灯油など。

(5) 値引き額等の明示

検針票・請求書等により、次の項目を明示してください。

- ・「千葉県LPガス料金負担軽減支援事業」による値引きであること
- ・値引き額

システムの都合上、検針票・請求書による値引きの明示ができない場合は、一般消費者等に支援事業で値引きされていることが分かるよう別紙作成等によりご対応をお願いします。

(記載例①：税抜額から値引く場合)

- ・千葉県LPガス料金負担軽減支援事業により 1,500 円（税抜）を上限として値引きしています。
- ・千葉県LP支援事業により 1,500 円（税抜）を上限として値引きしています。
- ・千葉県LP支援(税抜) - 1,500 円

(記載例②：税込額から値引く場合)

- ・千葉県LPガス料金負担軽減支援事業により 1,650 円（税込）を上限として値引きしています。
- ・千葉県LP支援事業により 1,650 円（税込）を上限として値引きしています。
- ・千葉県LP支援(税込) - 1,650 円

(別紙作成例：税込額から値引く場合)

《値引きの明示例（9月検針分で1,650円（税込）値引き）》

※切り分けて検針票に添付

千葉県LPガス料金負担軽減支援事業により、9月分のLPガス料金から1,650円（税込）を値引きしています。	千葉県LPガス料金負担軽減支援事業により、9月分のLPガス料金から1,650円（税込）を値引きしています。
2026年〇月〇〇日 (事業者名)	2026年〇月〇〇日 (事業者名)

(6) 注意事項

値引きは、協会による助成金の交付決定後に行ってください。

4 販売事業者等への助成概要

(1) 対象者

ア 液化石油ガス法第3条の登録を受けた者

イ ガス事業法第3条の登録を受けた者

※ 千葉県内の一般消費者等に対して値引きを行うLPガス販売事業者等が対象となりますので、「千葉県外に事業所がある場合」や「国や他県で販売登録をしている場合」も対象となります。

(2) 助成額

支援金（値引き原資）と協力金を助成します。

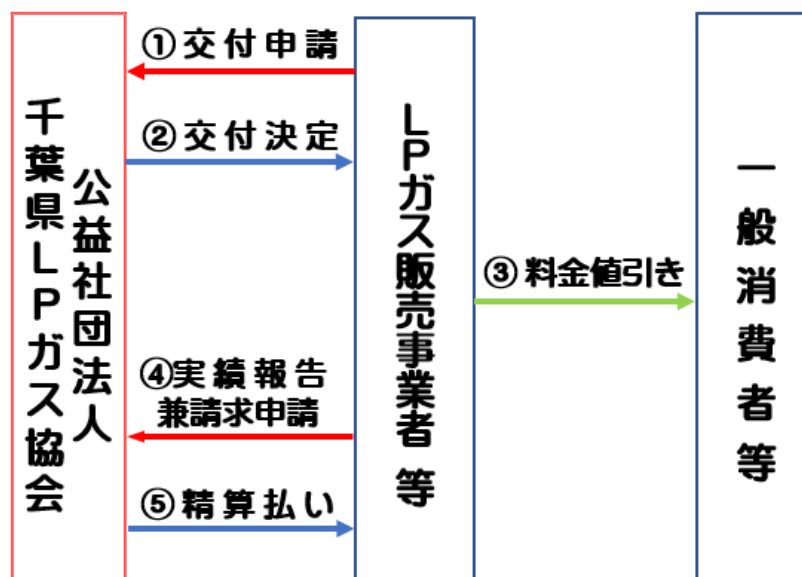
協力金については、1事業者あたり固定協力金額は9万7500円とし、値引きを実施した契約数（※）に20円を乗じた額を加算します。

（参考）要領第4条第3項

交付の対象	支援内容	助成金の額
支援事業者	支援金	1,500円/月×1か月×契約（世帯）数の範囲内
	協力金	97,500円+20円×契約（世帯）数

5 申請から助成金交付までの流れ

(1) 事務の流れ



(2) ① 交付申請

ア 申請期間

令和8年8月3日（月）から8月28日（金）まで（必着）

※提出が遅れる場合は事前にご相談ください。

イ 提出書類（※押印は不要です。）

提出書類は協会HP等よりダウンロードしてください。

- ・様式1 千葉県LPガス料金負担軽減支援事業助成金交付申請書
- ・様式1別紙 千葉県LPガス料金負担軽減支援事業助成金交付申請額内訳書

ウ 提出方法

協会への持参・郵送・電子メールのいずれかにより提出

エ 注意事項

交付申請書に疑義が生じた場合は、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

（３） ②交付決定

ア 交付通知書の送付

「①交付申請」により提出された資料を協会が審査し、適正と認められる場合は、交付決定します。

交付決定後、「様式2 千葉県LPガス料金負担軽減支援事業助成金交付決定通知書」を郵送又は電子メールにより送付します。

なお、交付決定後に事業を開始してください。

※交付決定後は、値引きする旨をホームページや電子メール、チラシなどを用いて、一般消費者等への周知をお願いします。

イ 実績額が交付決定額を上回るなど、変更が生じた場合

契約者数の増加により、既に通知した交付決定額を上回るときなど、変更が生じた場合は、計画変更の申請を協会に提出し、その承認を受けなければなりません。

【計画変更申請】

（提出書類）※押印不要です。

- ・様式3 千葉県LPガス料金負担軽減支援事業助成金計画変更申請書
- ・様式3別紙 千葉県LPガス料金負担軽減支援事業助成金計画変更算出書

※様式3別紙：助成金交付決定額を上回る場合のみ提出

（変更申請が必要となる事項（交付要領第9条））

- ・助成金交付決定額を上回るとき
- ・支援事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき
- ・支援事業の全部又は一部を他に承継させてようとするとき

- ・破産手続き、民事再生手続き等法的整理の手続きを行うとき
(代理人による申請を含む。)

ウ 注意事項

実績報告時、実績額（確定額）が交付決定額を下回っている場合は、交付決定額全額ではなく、実績額（確定額）分のみ支払われることになります。（「交付決定額が全額支払われる」ということではありません）。

（例）交付決定額 20 万円、実績額（確定額）18 万円の場合
→実際に支払われるのは 18 万円になります。

（４） ③料金値引き

「３ 一般消費者等への支援概要」のとおりです。

（５） ④実績報告、⑤精算払い

ア 提出期限

- ・令和 8 年 1 2 月 2 5 日（金）（必着）

※提出が遅れる場合は事前にご相談ください。

イ 提出書類（※押印不要です。）

- ・様式 5 千葉県 L P ガス料金負担軽減支援事業助成金実績報告書兼請求申請書
 - ・様式 5 別紙 千葉県 L P ガス料金負担軽減支援事業助成金実績報告内訳書
 - ・支援を行った一般消費者等の一覧表
 - ・一般消費者等の請求書等の写し（値引き額が分かるもの）
- ※一般消費者等の請求書等の写しは、協会から後日、対象者を指定のうえ提出を依頼します。初回の提出時点では不要です。

※提出書類は、協会 H P 等よりダウンロードしてください。

<一覧表作成時の注意点>

① 一覧表は、所定の書式で作成をお願いします。

※一覧表には以下の項目が必要です。

「契約者名又は管理番号」、 「住所（市町村名のみ）」
「値引き実施月（検針月等）」、「値引き前の請求金額」
「値引き額（税抜）」

なお、作成が困難な場合は、事前に協会にご相談ください。

※連続紙（ミシン線で繋がった用紙）での提出は、不可。

- ② 「住所」は、次のとおり記載してください。
- ・千葉市の場合は、〇〇区まで記載（千葉市〇〇区）する。
 - ・〇〇郡の場合は、〇〇郡〇〇町（村）まで記載する。
 - ・地名ではなく、市町村名を必ず記載する。
- ③ 「値引き額（税抜）」は、必ず合計額の集計をお願いします。
また、独自値引きがある場合は、値引き額の内訳が分かるように独自分と支援事業分を記載してください。
- ④ 値引き額の税込額を税抜額にする際、小数点以下の端数処理がある場合は、切上げ、切捨て、四捨五入のいずれかを明示してください。
- ⑤ 実績報告に伴う一覧表のご提出は、審査の迅速化のため、Excel 又は CSV ファイルでご協力をお願いします。
- ⑥ コミュニティーガス（旧簡易ガス）利用世帯分の一覧表は別葉で作成の上、ご提出ください。

＜一般消費者等の請求書等の写しの注意点＞

- ① 支援を行った一般消費者等の一覧表の中から協会が無作為に選んだ一般消費者等の請求書等（請求書、検針伝票、システム画面等）の写しの提出を依頼しますので、指定した期日までに提出してください。
- ※最初は提出不要です。協会で後日提出を依頼します。
- ② 請求書等の提出枚数は、3枚～5枚程度を予定しています。
- ③ 請求書等の写しは、一覧表の記載内容（項目）と合致しているか、提出前に必ずご確認の上、提出してください。
- ※設備料金の項目が明記されているか確認してください。

ウ 提出方法

協会への持参・郵送・電子メールのいずれかにより提出

エ 助成金額の確定

協会に提出された書類を審査し、適正と認められる場合は、助成金の額を確定します。

助成金額の確定後、「様式6 千葉県LPガス料金負担軽減支援事業助成金額確定通知書」を郵送又は電子メールにより送付します。

オ 助成金額の精算

協会に提出された請求申請書の内容確認し、指定の振込先に振込を行う。

カ 注意事項

- ・定められた期日までに、実績報告書等の提出を協会を確認でき

なかった場合は、交付決定通知書を受領していても、助成金の支給対象外となります。

- ・実績報告書等の確認時に、各種要件を満たしていると認められない場合は、助成金の交付は行いません。
- ・交付申請書に疑義が生じた場合は、必要に応じて追加資料の提出を求めること、現地調査等を実施することがあります。

6 千葉県LPガス料金負担軽減支援事業の中止等

LPガス販売業者等は、助成事業が予定の期間内に完了することができな
いと見込まれる場合又は支援事業の遂行が困難となったときは、「様式4 千
葉県LPガス料金負担軽減支援事業助成金事故報告書」を速やかに提出して
ください。

7 第5次支援事業からの主な変更点

変更点	第6次	第5次
値引き対象月	令和8年 <u>9月又は10月</u>	令和8年3月又は4月

8 個人情報の取扱い

助成事業により協会がLPガス販売事業者等から入手した個人情報等につ
いては、適切な保護措置を講ずるものとし、助成事業の業務の範囲内で
のみ使用します。

9 その他

(1) お問い合わせ窓口

公益社団法人千葉県LPガス協会 千葉県支援事業部

T E L : 0 4 3 - 3 0 6 - 4 2 0 6

M a i l : chibalpg@chiba-shien.com

(2) 書類の提出（郵送）先

千葉県千葉市中央区中央港1丁目13番1号

公益社団法人千葉県LPガス協会 千葉県支援事業部 宛て

(3) 営業時間

午前9時30分～午後4時30分

ただし、正午～午後1時及び土日・祝日を除く

(4) 注意事項

協会への問い合わせ、協会への提出書類の持参は、(3)の営業時間内をお願いします。